

第32号議案

加東市いじめ問題対策委員会条例制定の件

加東市いじめ問題対策委員会条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市いじめ問題対策委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、加東市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) いじめの防止のための対策等に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止のための対策等に関して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する調査に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理士、学校心理士その他心理に関する専門的な知識を有する者
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士その他福祉に関する専門的な知識を有する者
- (4) 弁護士その他法律に関する専門的な知識を有する者
- (5) 精神科医その他医療に関する専門的な知識を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、諮問に係る事項についての答申が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
 - (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取並びに関係者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。この場合において、事情を聴取しようとする者が未成年であるときは、その者及び保護者の同意を得るものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、学校教育を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が決まっていない場合は、教育長が招集する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000
------------------	----	----	-------

を

」

「

いじめ問題対策委員会	委員	日額	8,000
都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000

に改める。

」

第32号議案 要旨

加東市いじめ問題対策委員会条例の制定（要旨）

1 制定理由

いじめによる重大事態等が発生した場合に、対処及び再発防止を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、加東市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものである。

2 制定内容

- (1) 委員会の所掌事務を教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態について、必要な調査及び審議を行うことと定めること。（第2条関係）
- (2) 組織について定めること。（第3条関係）
 - ア 委員会は、委員6人以内で組織すること。
 - イ 委員は、所掌事務に定める調査及び審議に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者とし、学識経験者並びに心理、福祉、法律及び医療に関する専門的な知識を有する者を教育委員会が委嘱し、又は任命すること。
- (3) 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の別表にいじめ問題対策委員会の項を加え、委員の報酬を日額8,000円と定めること。（附則第3項関係）

3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
○加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係）							
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育支援委員会	医師委員	日額	20,000	教育支援委員会	医師委員	日額	20,000
	医師以外の委員	日額	8,000		医師以外の委員	日額	8,000
都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000	<u>いじめ問題対策委員会</u>	<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>8,000</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)